

町田市国民健康保険運営協議会関係条例・規則

◆ 町田市国民健康保険条例（抜粋）

第2章 町田市国民健康保険運営協議会

(町田市国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項の規定により設置する町田市国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、町田市国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

◆ 町田市国民健康保険運営協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市国民健康保険条例(昭和34年3月町田市条例第5号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、町田市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一部負担金の負担割合に関すること。
 - (2) 療養の給付期間に関すること。
 - (3) 保険給付の種類及び内容に関すること。
 - (4) 保健事業の実施大綱の策定に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項
- 2 協議会は、市長の諮問を受けたときは、会議をその都度開き、速やかに答申しなければならない。
- 3 市長は、諮問事項について、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(委員の委嘱及び辞任)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員を辞任しようとするときは、理由を付して市長に届け出なければならない。

(書記)

第 4 条 協議会に書記を置き、市長がこれを命ずる。

2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長とする。

3 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席し、かつ、条例第2条各号に掲げる委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(招集の通知)

第 6 条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員に通知する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(書面による審議)

第 7 条 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を発議することができる。

2 書面による審議は、委員の定数の半数以上の委員が同意し、かつ、条例第2条各号に掲げる委員のそれぞれ1人以上が同意しなければ、実施することができない。

3 書面による審議における協議会の議事は、当該書面による審議に、委員の定数の半数以上の委員が参加し、かつ、条例第2条第1項各号に掲げる委員のそれぞれ1人以上が参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第 8 条 委員は、自己又はその配偶者若しくは同居の親族に関する事項については、その議事に参与することができない。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第 9 条 議長は、議事に関して必要と認めるときは、市長又は関係職員に対して説明を求め、又は関係資料を提出させることができる。

(会議録の作成保存)

第 10 条 議長は、書記をして会議録を調製し、これを保存させなければならない。

(会議録の署名)

第 11 条 前条の会議録は、議長及び議長の指名する2人以上の委員が署名するも

のとする。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が
協議会に諮って定める。

◆ 国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
 - 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
 - 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

◆ 国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条

- 3 法第十二条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。